

財務省告示第四十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十年度の初日から平成二十一年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年二月二十七日

財務大臣 与謝野 馨

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十一年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	〇・五三トン
四	二三、七九二トン
五	九三七トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
三七五トン	五五七トン	一四、四八八トン	一一三、四五一トン	二、一四四トン	三七五トン	三四三、六五四トン	九九九、九九九トン	四、五九八、二四四トン	六七、三七九トン	一七、七一六トン	三、七六一トン	三五、〇九七トン	一・〇九トン	一・一八トン	五トン

二九	七 七 二 ト ン
二八	八 ト ン
二七	一 〇、 〇 四 八 ト ン
二六	五、 六 八 〇 ト ン
二五	〇 ト ン
二四	三 五 ト ン
二三	五、 三 九 〇 ト ン
三三	三 〇 三 ト ン
三一	二 五、 四 七 〇 ト ン